

## ◇◆◇ 利用料のご案内 ◇◆◇

みまもりホットライン事業（緊急・相談通報体制整備事業）は、設置の翌月から下記の区分により、毎月定額の利用料が発生します。この区分は毎年8月に、前年の所得に対する住民税課税状況で見直しを行います。

区分		自己負担額（月額）
A	生活保護世帯	0円
B	本人及び世帯全員が住民税非課税の世帯	200円
C	世帯の誰かに住民税が課税されている世帯	500円
D	この事業の助成対象ではないが、希望で利用する者	（全額）1,144円

※年度の途中で区分の変更があった場合は、速やかに申請してください。申請の翌月から、利用料を変更します。

**※自己負担額の納付方法は、代行業者による口座振替です。**

<お問い合わせ>

大山崎町役場（1階4番窓口）

健康福祉部 健康課 高齢介護係

TEL:075-956-2101（内線138）